

高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 「略」</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助事業等申請書及び関係書類の様式は、別記1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）<u>及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書等</u>を添えて、高知県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて知事に提出するものとする。</p> <p>第5条 「略」</p> <p>第6条 第1項第1号～第9号 「略」</p> <p>（10）県税<u>及び県に対する税外未収金債務</u>の滞納がないこと。</p> <p>第2項 「略」</p> <p>第7条～第16条 「略」</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和4年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年9月4日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和3年3月22日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県非住宅建築物木造化促進事業費補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 「略」</p> <p>第4条 規則第3条第1項及び第2項の補助事業等申請書及び関係書類の様式は、別記第1号様式による補助金交付申請書によるものとし、補助事業者は、納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書）を添えて、高知県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務がない者にあつては、その旨の申立書を添えて知事に提出するものとする。</p> <p>第5条 「略」</p> <p>第6条 第1項第1号～第9号 「略」</p> <p>（10）県税の滞納がないこと。</p> <p>第2項 「略」</p> <p>第7条～第16条 「略」</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成28年3月23日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和3年5月31日限りその効力を失う、ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第11条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月6日から施行し、平成29年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月6日から施行し、平成30年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年3月29日から施行し、平成31年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年3月23日から施行し、令和2年度事業から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年9月4日から施行する。</p> <p>「追加」</p>

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
1 CLT等を用いた建築物の実証等	建築物の設計	(1)設計費 (2)建築に必要となる部材の試験等に要する経費	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備する者及び高知県内に非住宅建築物を整備する建築主	2分の1以内（上限500万円/棟）
2 非住宅木造建築物の整備	建築物の設計	設計費	高知県内に非住宅建築物を整備する建築主	2分の1以内（上限300万円/棟）
3 非住宅木造建築の研修	研修会の実施	非住宅建築物の普及及び技術向上のため、施主・建築士を対象とした研修会の開催に係る経費	高知県林業活性化推進協議会	定額（10分の10以内）
4 <u>非住宅木造建築物のモニタリング</u>	<u>建築物のモニタリング調査</u>	<u>県内で整備された非住宅木造建築物のモニタリング調査、分析、報告等に要する経費</u>	<u>高知県林業活性化推進協議会</u>	<u>定額（10分の10以内）</u>

(注) 1 「略」  
2 「略」

3 事業区分1と2における設計費の補助対象経費については、平成31年国土交通省告示第98号（建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準）に準じた略算方法による試算で算出する金額をおおむねの上限額とする。なお、略算方法による試算について、計画する建築物が小規模で床面積の値が小さく、略算表を適用できない場合は、略算表の最も小さい値を適用する。

別表（第2条、第3条関係）

事業区分	工種又は区分	補助対象経費	事業主体	補助率等
1 CLT等を用いた建築物の実証等	建築物の設計	(1)設計費 (2)建築に必要となる部材の試験等に要する経費	市町村、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条各号に規定する建築物を整備する者及び高知県内に非住宅建築物を整備する建築主	2分の1以内（上限500万円/棟）
2 非住宅木造建築物の整備	建築物の設計	設計費	高知県内に非住宅建築物を整備する建築主	2分の1以内（上限300万円/棟）
3 非住宅木造建築の研修	研修会の実施	非住宅建築物の普及及び技術向上のため、施主・建築士を対象とした研修会の開催に係る経費	高知県林業活性化推進協議会	定額（10分の10以内）

「追加」

(注) 1 「略」  
2 「略」

「追加」

4 「略」

5 事業区分1と2は、特段の事情がある場合を除き、県、CLT建築推進協議会及び一般社団法人高知県木材協会に対し、次のことを協力するものとする。

- ①ホームページ等への掲載
- ②施設完成後、建設費の内訳書及び完成写真等の提供及び建築積算の分析等への成果品使用
- ③見学会及び調査の実施

6 「略」

7 事業区分2にあつては、次によること。

- ①「略」
- ②対象となる建築物は、耐火建築物、準耐火建築物、延べ床面積がおおむね500m<sup>2</sup>以上の建築物、県内事業者が県産材を用いておおむね5年以内に構造用として開発した製品（A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン及びSWP）を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。
- ③「略」
- ④「略」

8 施設完成後、事業区分1は木材及びCLTの使用量、事業区分2は県産材の使用量が分かる資料（納品書等）を提出すること。

9 「略」

10 事業区分4における補助対象経費は、給料、共済費（社会保険料事業主負担分とし、退職給与及び退職給与引当は含まない。）、賃金、旅費、需用費（食料費を除く。）、役務費、委託料並びに使用料及び賃借料とする。

3 「略」

4 事業区分1と2は、特段の事情がある場合を除き、県が行う建築積算の分析等への成果品の使用並びに、CLT建築推進協議会及び高知県林業活性化推進協議会が行う見学会及び調査の実施に協力するものとする。

5 「略」

6 事業区分2にあつては、次によること。

- ①「略」
- ②対象となる建築物は、耐火建築物、準耐火建築物及び延べ床面積がおおむね500m<sup>2</sup>以上の建築物及び県内事業者が県産材を用いておおむね5年以内に構造用として開発した製品（A型トラス、重ね透かし梁、木質壁ラーメン及びSWP）を活用する建築物のいずれかの条件を満たすものとする。
- ③「略」
- ④「略」

「追加」

7 「略」

「追加」